

第9章 環境行政

環境行政について

都市環境問題の解決や、地球環境の保全是、かけがえのない地球を守り、次世代へと引き継いでいくうえで重要な課題である。

本市では環境の保全と創造についての基本理念や施策の基本を定めた「大阪市環境基本条例」を施行し、行政はもとより市民や企業の方々との積極的な連携のもとに、だれもが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境の実現を目指している。

そのため、「大阪市環境基本計画」に基づき、都市環境汚染対策や地球環境保全対策の推進、環境影響評価の実施、環境教育・学習の推進など幅広い施策に取り組んでいる。

1 環境行政の沿革

(1) 本市の公害行政（戦前・戦後から昭和 50 年代まで）

本市における公害問題は、紡績工場のばい煙問題にさかのぼり、その対策として明治 29 年に制定された「製造場取締規則」（府令）において、わが国で初めて公害という用語が使われた。

市域拡張以後、工業化が進んだ結果、昭和 2 年に「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施し、昭和 7 年、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布された。

第 2 次世界大戦後、産業活動が活発化するのに伴い、昭和 25 年には「大阪府事業場公害防止条例」が施行され、さらに、昭和 33 年には「煤煙防止月間」を設け、スモッグ対策を大阪府、堺市等の隣接都市と協調しながら進めてきた。この頃、交通騒音を主眼とした「町を静かに」のキャンペーン活動が市民運動にまで展開され、大きな成果を収めた。また、昭和 34 年には本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し、地下水採取規制に努めてきた。一方、昭和 35 年には大阪市ばい煙防止会連合会が設立され、事業者の自主的なばい煙防止活動の推進が図られることとなった。

昭和 37 年には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」（現・大阪市環境審議会）を発足させた。同審議会は昭和 40 年に、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関して、わが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たしていくこととなる。

一方、昭和 20 年代後半から昭和 30 年代にかけて、水俣病などに代表される深刻な公害被害が続出し、昭和 42 年の「公害対策基本法」制定を初めとし、昭和 45 年のいわゆる「公害国会」を経てわが国の公害関係諸法の拡充整備が図られていった。

この間、本市においては、大気環境を常時監視するため昭和 40 年に大気モニタリングステーションを設置し、昭和 45 年 6 月に大気汚染対策を中心とした特別対策、公害特別機動隊を発足させるなど、監視及び規制指導體制の強化を図ってきた。

こうした組織・機構の整備とあわせ、昭和 46 年 8 月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、昭和 48 年 11 月には自動車排出ガ

ス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」に改定整備した。また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府、大阪府警察本部、大阪陸運局（現・近畿運輸局）、関係民間団体とともに「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を発足させた。当会議は昭和57年6月に「大阪自動車公害対策推進会議」と改称し、自動車公害問題全般にわたり活動を行うこととした。

一方、水質汚濁防止対策では、昭和48年3月に下水道整備、河川浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、昭和49年6月に市内に「河川浄化対策本部」を設置し、河川浄化対策を強力に推進してきた。

その他、昭和42年から公害防止設備資金融資制度（平成19年10月より大阪市環境保全対策利子補給制度）を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和44年から公害防止事業団（現・日本環境安全事業㈱）事業等を活用して、公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、その跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきた。

昭和50年代に入ると、都市化・産業化が年々進展していく中で、人々の生活様式が向上したことから、公害問題はさらに複雑・多様化していった。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行いながら、自動車交通公害に関する諸問題を中心に取り組みを進め、昭和59年1月、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、「大阪市大気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）を策定した。

河川浄化対策については、ほぼ所期の目標を達成するまでに至ったが、寝屋川水系等については上流域を含めてなお対策を強化する必要があると、昭和58年5月「大阪市水域環境保全基本計画」（クリーンウォータープラン'83）を策定した。

また、

（2）公害行政から環境行政へ（昭和60年以降）

昭和50年代においては、大阪市を含む大都市で二酸化炭素による大気汚染が依然として環境基準未達成の状況であったことから、昭和60年12月に「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」が国から発表された。

本市においては、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和60年4月に固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領（平成4年10月改定）」を策定する一方で移動発生源対策を強化するため、平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

さらに、これらの計画を包括する一方、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政へ、さらには良好、快適な環境を創造していくために、中長期的視野にたつて、地域の望ましい環境のあり方及びその実現にむけた環境分野の総合的な計画として、平成3年7月に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定した。

浮遊粒子状物質対策については、平成元年に大阪市公害対策審議会から答申された「浮遊粒子状物質対策のあり方について」を受け、EPOC21において種々の発生源対策を推進してきた。

次に、移動発生源対策としては、幹線道路の沿道における環境を保全するため、低公害車の普及拡大を図るべく設立した「大阪低公害自動車コミュニティーシステム事業推進協議会（平成3

年8月設立、平成6年6月改組、平成18年8月解散)」により、天然ガス自動車、電気自動車等の普及に努めた。また、平成2年4月から毎月20日をノーマイカーデーとして、自動車の利用を控えるキャンペーンを行っている。

さらに、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、特に濃度が高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低めの設定、自動車対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等の実施を国・府と連携して推進している。

悪臭対策としては、昭和48年8月の悪臭防止法の施行以降、特定悪臭物質について、本市の規制基準を設定し、工場等の規制指導を実施してきたが、昭和61年4月に特定悪臭物質の規制のみでは解決されない問題に対応するため、「大阪市悪臭防止指導要綱」を施行し、人の嗅覚を利用した嗅覚測定法を導入した。

さらに、平成18年4月より悪臭防止法での特定悪臭物質の濃度規制に代えて、嗅覚測定法による臭気指数規制を導入した。

このほか、昭和62年3月に、今後の総合的な環境施策の推進を支援するため「環境データ処理システム」を導入した。

(3) 環境行政の展開

本市では、平成2年3月に「大阪市環境保全基金」を創設する一方、環境教育を総合的・体系的に推進していくため、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談・支援をおこなうための施設として、平成4年10月に「大阪市市民環境学習ルーム」を開設した。また、平成9年4月には、環境学習の拠点施設として、「大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）」を花博記念公園鶴見緑地内に開設し、さらに平成10年6月に同センター隣接地に自然体験観察園を開園した。平成18年4月から指定管理者制度を導入し民間による運営を行うとともに、展示のリニューアルを行うことで内容の充実を図っている。平成18年度の来館者数は、開館以来最高の255,119人を記録した。

国際環境技術協力の推進については、国際協力機構（JICA）との協力のもと、平成元年度から大気汚染対策コース等、開発途上国からの研修員の受け入れを行っている。また、平成4年10月には、「国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター」の開設が決定し、平成5年9月にはその拠点施設が鶴見緑地公園内に竣工した。このセンターを支援することを目的として平成4年1月、大阪府、経済界とともに「財地球環境センター（GEC）」を設立した。

平成5年11月には、国において従来の公害対策基本法に代え環境基本法が制定され、平成6年12月には「環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球環境時代にふさわしい、わが国の環境政策について長期的かつ包括的な指針が示されたことから、本市においても平成6年8月大阪市環境審議会に対し、環境基本条例のあり方について諮問を行い、平成7年3月に環境行政の指針となる「大阪市環境基本条例」を制定した。この環境基本条例の理念を実現するためには、市民・企業・行政が一体となって環境保全のための行動を進め、地球環境保全を積極的に推進する必要があることから、その行動指針・行動目標を定めた「地球環境を守る身近な行動指針（ロー

カルアジェンダ 21 おおさか)」を同年 5 月に策定した。

平成 7 年 7 月には、「大阪市環境影響評価要綱」を策定し、大規模な事業の実施にあたって、環境に及ぼす影響について事前の調査、予測、評価等を行うための手続き等を定めたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定されたことに伴い、大阪市環境影響評価要綱と環境影響評価法の手続きとの整合を図るため、平成 11 年 6 月に「大阪市環境影響評価条例」を施行した。

また、平成 7 年 7 月には「大阪市自動車公害防止計画」を改定し、自動車にかかる窒素酸化物対策や粒子状物質対策のより一層の具体化、自動車騒音・振動対策等総合的な対策を実施してきた。さらに平成 14 年 1 月には新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定し、低公害車・低排出ガス車の大量普及や大型ディーゼル車対策などの重点施策を強力に推進してきた。

平成 19 年 2 月には同計画を改定し、「大阪市自動車交通環境計画」を策定して自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を推進している。

なお、平成 17 年 6 月には「大阪自動車公害対策推進会議」を「大阪自動車環境対策推進会議」と改称し、エコドライブの推進など省 CO₂ 対策の取組みを含めた自動車環境問題全般にわたる活動を行っている。

平成 8 年 8 月には、大阪市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の基本方針を定めた「大阪市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきた。しかし、ヒートアイランド現象、土壌汚染等、今日の多様化する環境問題に的確に対応するため、平成 15 年 2 月に同計画を改定した「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」を策定し、総合的・計画的に環境施策を推進している。

庁内の取組みとしては、平成 9 年 5 月に、行政自ら率先して環境保全行動を推進するため「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス 21）」を策定し、職員一人ひとりが具体的な環境保全行動に取り組むとともに、市役所本庁舎をはじめとする本市施設において順次環境マネジメントシステムの構築を図り、ISO14001 規格の認証取得を進めている。

また、環境への負荷の少ない物品等の調達の推進を通じて、循環型社会の形成に寄与するために、平成 14 年 4 月に「大阪市グリーン調達方針」を定めて、グリーン調達を推進している。

地球温暖化対策については、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民・事業者・行政が協働して市域の温暖化対策を推進するため、平成 14 年 8 月に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため平成 14 年 1 月に策定した「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を平成 18 年 3 月に改定し、更なる排出抑制に取り組んでいる。

また、平成 14 年度より家庭から排出される二酸化炭素の排出抑制を目的とし、各家庭において環境家計簿を記入して電気・ガスの省エネルギー活動に取り組んでいただく「なにわエコライフ認定事業」を実施している。

さらに、市民、環境 NGO・NPO、事業者、学識経験者、行政が協働して地球温暖化防止活動を推進していく体制として、平成 16 年 6 月に「なにわエコ会議」を設立し、家庭での省エネ活動や環境教育の普及啓発、中小企業向けの簡易な環境マネジメントシステムの普及など、さまざまな実践行動を推進している。

次にダイオキシン類対策については、平成 10 年 8 月に「大阪市ダイオキシン類対策方針」を

同年10月には「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」を策定した。また、平成12年1月のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、本市方針・指針を見直し、排出基準の遵守や適正な維持管理等さらなる発生源対策を推進している。

なお、アスベスト対策については、平成17年7月に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に当面の緊急対策に取り組むとともに、学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」の提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため、同年12月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、各部局が連携して対策を推進している。

平成11年5月には、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくために「大阪市水環境計画」を策定した。

平成12年6月には、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変革するため、廃棄物やリサイクルに関する一連の法律が整備された。こうした循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）を開設した。

また、工場跡地の再開発等に伴い判明する土壌汚染に対応するため、平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」などに基づく規制・指導を実施するとともに、土壌汚染関連情報の整備・提供などの取り組みを進めている。

ヒートアイランド対策については、平成14年度に「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」を設置し、関係各局が取組んでいる。

また、平成17年3月に、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定した。

この計画では、屋上緑化や保水性舗装などハード面の施策に加えて、省エネルギー運動の推進など、市民や事業者の皆様との協働によるソフト面での対策も包含しており、これらを複合的に実施するモデル事業についても推進していくこととしている。このモデル事業は、平成17年度より西区南堀江地域において、「大阪市ヒートアイランド対策モデル事業」として開始しており、市民や企業等と協力して、植栽や保水性舗装などの整備や打ち水の普及啓発などを実施し、その効果を検証することとしている。

2 環境行政への取組み

(1) 大阪市環境基本条例

今日の環境問題は、産業活動や自動車交通等による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など、単に地域における公害問題にとどまらず、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の影響範囲を持ち、かつ、幾世代にもその影響が及ぶという側面を持っていることから、我々人類にとって、重大な問題であるといえる。

このような状況のもと、大阪市では、現在及び将来の市民が、安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市環境の実現をめざして、次の4つを基本理念とする「大阪市環境基本条例」を平成7年4月に施行した。

(ア) 良好な都市環境の確保と将来の世代への継承

- (イ) 環境への十分な配慮その他の自主的・積極的な行動による環境への負荷の少ない都市の構築
- (ウ) 資源の適正な管理と循環的な利用の促進による持続的発展が可能な都市の構築
- (エ) 地球環境保全の積極的な推進

(2) 第Ⅱ期 大阪市環境基本計画

本市では、平成8年8月に策定した「大阪市環境基本計画」に基づき、都市環境並びに地球環境の保全に資する様々な施策に取り組んできたが、自動車公害対策やヒートアイランド現象、地球温暖化や土壌汚染など、多様化する環境問題に対応するため、平成15年2月に「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」を策定した。

第Ⅱ期計画では、旧計画で掲げた基本方針「快適」「地球環境」「循環」「協働」を継承しつつ、今日的な環境問題解決のための平成22年度までの施策目標や取組内容を示すとともに、重点的に取り組む具体的施策として、次の5つの取組みをその推進スケジュールとともに示している。

- (ア) 環境負荷の少ないまち
- (イ) 花と緑と水に親しめる快適なまち
- (ウ) 脱温暖化のまち
- (エ) 持続可能な循環型のまち
- (オ) すべての主体が参加・協力するまち

また、計画の実効ある進行管理を行うために、施策取組みの成果・実績を点検・評価し、取組みや行動を継続的に改善するいわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクション（PDCA）手法を導入するとともに、施策の評価に際しては、環境保全行動に取り組んでいる市民や環境NGO・NPO等からの意見募集などを進める。なお、平成16年度から市民による計画の点検・評価として「市民環境調査隊事業」を実施している。

(3) 都市環境汚染対策

(ア) 大気汚染対策

A 固定発生源対策

工場等については、大気汚染防止法（以下「法」という）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙発生施設等の設置届出時や立入検査時に、規制基準の遵守について指導を行うとともに、主要発生源工場等にテレメータ装置を設置し、燃料使用量、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、大気汚染物質の排出抑制を図っている。

特に、窒素酸化物対策については、法に基づく排出規制及び総量規制に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」や「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」を策定し、排出抑制を指導している。

また、浮遊粒子状物質対策については、「大阪市浮遊粒子状物質対策推進計画」（平成15年6月策定）に基づき、工場等からのばいじんや粉じんなど一次粒子対策に加え、炭化水素類などガス状物質が原因となる二次生成粒子を含めた総合的な対策を行っている。

さらに、省エネルギー対策の推進や低公害機器の使用、燃焼機器の自主管理等について

て啓発を行っている。

B 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス対策については、平成19年2月に策定した「大阪市自動車交通環境計画」に基づき、関係機関と協力して、次に示す施策を重点的に実施している。

① 局地的施策

- ・ 交通量・交通流対策

信号機の高度化、路上駐車対策の推進、交差点改良等による交通渋滞の解消

- ・ 道路構造・沿道対策

② 広域的施策

- ・ エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進
- ・ エコドライブ、グリーン配送の推進
- ・ 排出ガス規制の強化、エコカーの技術開発・普及支援等に係る国への要望

また、京阪神七府県市で共同して、ガソリン・LPG車やディーゼル車のなかでも窒素酸化物の排出量等が少ないものを「LEV-7（レブセブン）、（京阪神七府県市指定低排出ガス車）」として指定し、普及を図る「LEV-7指定制度」に取り組んでいる。

さらに、「エコカーフェア」の開催などを通じて、市民や事業者に対する啓発活動を実施しているほか、本市と大阪府を中心とする「大阪自動車環境対策推進会議」では、大阪グリーン配送推進運動や街頭での自動車排出ガス検査を実施するとともに、自動車使用の自粛やアイドリングストップをはじめとするエコドライブの推進など自動車公害防止のための呼びかけを展開している。

C 大気汚染の監視

市内における大気汚染状況の把握については、大気汚染常時監視システムによる常時監視や各種大気汚染調査により行っている。

大気汚染常時監視システムは、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局11局、タワー測定局1局で構成され、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素などの大気汚染物質等を常時監視しており、大気汚染対策に役立てるとともに環境基準適合状況の把握を行っている。

また、アスベストの一般大気環境についても、平成元年度から調査を行っている。

（イ）水質汚濁防止対策

市内における水質汚濁は相当の改善がみられるようになってきたが、一部の河川の水質汚濁や大阪湾の富栄養化による赤潮等の問題など、なお解決すべき問題が残されている。

また、市民のニーズは生活環境の質的な豊かさや精神的なゆとり等を求める傾向が強まり、水質汚濁防止はもとより快適な水辺環境が望まれるようになってきた。

本市では、平成11年5月に「大阪市環境基本計画」の水環境分野の実施計画として「大阪市水環境計画」を策定し、従来から推進してきた下水道整備、工場排水規制、底泥の浚渫等

水質汚濁防止対策を進め、水質保全目標の達成を図るとともに、快適な水辺の創造と生物生息・生育環境の保全や水資源の活用により、健全な水環境の形成を目指すこととしている。

また、水質総量規制を円滑かつ的確に推進するため、工場7カ所、下水処理場12カ所、市内主要河川10カ所で水質を常時監視するとともに、市内河川及び港湾区域の公共用水域において定期的に水質測定を実施し、水質の環境監視に努めている。

このほか、国の機関及び関係府県市で構成している淀川水質汚濁防止連絡協議会をはじめとする各種協議会等の事業の推進を図っており、さらには、市内河川への流入汚濁負荷量の軽減を図るため、上流府県市に対して下水道の整備促を強力に働きかけている。

(ウ) 騒音・振動対策

工場・事業場及び建設作業の騒音・振動については、法令によって規制基準が設けられるとともに、施設の設置及び作業にあたっては、事前に届出が義務づけられている。このため、届出の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、苦情発生に際しては、立入調査を実施し、機械や建屋の改善等の防止対策により、規制基準の遵守を図るよう規制指導に努めている。

自動車騒音振動に関しては平成19年2月に策定した「大阪市自動車交通環境計画」に基づき関係機関と協力して、次に示す施策を実施している。

- ・ 走行速度の抑制、大型車の中央寄り車線走行
- ・ 低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置、裏面吸音板の設置、高架道路のジョイントの改善、路面の整備
- ・ 環境施設帯・緑地の整備、住居の防音化
- ・ 騒音規制の強化等に係る国への要請

また、鉄道に関する騒音・振動や、航空機騒音についても、防止対策の推進や調査・指導に努めている。

(エ) 地盤環境対策

A 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策に係る規定）」の施行により、有害物質を扱っていた工場を廃止する場合や、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、土地所有者等が調査を行い、汚染が判明した場合には対策をとることが必要になった。このため、本市では、土地所有者等に対して法や条例に基づく規制・指導を実施するとともに、土地履歴や対策技術等に係る情報の整備・提供などを行い、土壌汚染対策の推進に努めている。

B 地下水汚染対策

水質汚濁防止法の規定に基づき概況調査、定期モニタリング調査を実施しており、環境基準を超えた井戸については汚染原因究明のため、汚染井戸周辺地区調査を実施している。

C 地盤沈下防止対策

地盤沈下の現況を把握するための水準測量を、国土地理院の指導のもとに大阪府・兵庫県・尼崎市等と連携し、阪神地区地盤沈下調査広域水準測量として実施するとともに、市内 11 カ所の観測所で地盤沈下及び地下水位の変動を常時観測している。

また、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制・指導を行い、地盤沈下の防止に努めている。

(オ) 化学物質対策

A ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策は、市民の健康を守る立場から全力をあげて取り組まなければならない課題であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策方針」、「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、排出基準の遵守や施設の適正な維持管理の徹底など発生源対策を進めている。

B アスベスト対策

アスベスト（石綿）の飛散防止対策については、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正等により、規制強化が図られたことからこれらの法・条例に基づき解体工事等に対し立入指導を実施し、飛散防止の徹底に努めている。

C その他の化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質を取り扱う事業者の自主管理を促すとともに、市内における化学物質の環境中への排出量や化学物質の有害性に関する情報等を取りまとめ、公表するなど、化学物質による環境保全上の支障の未然防止に努めている。

(カ) 悪臭対策

悪臭防止法に基づき、人の嗅覚を利用して「臭いの強さ」を評価する嗅覚測定法を導入し、工場等の規制指導にあたっている。また、これらの「悪臭」対策に加えて、市内の自然の心地よい「かおり」や、歴史文化に関わる好ましい「かおり」に親しめる環境を調査選定した「かおり環境マップ」による市民啓発を行うなど、「快適なかおり環境づくり」の推進に努めている。

(4) 地球環境保全

地球温暖化対策として、大阪市域における温室効果ガス排出量を削減するため、具体的な数値目標を定めた「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーや省資源、リサイクルなどの取り組みを進めており、平成 16 年度に「なにわエコ会議」を設立し、「エコライフ部会」「環境教育・啓発部会」「環境に配慮した企業部会」を

中心に、地球温暖化防止に向けた活動を進めている。

また、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、具体的な数値目標を定めた「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、毎年、排出量を把握し、計画の進捗状況の確認を行っている。

自動車に係る地球温暖化対策については、平成 19 年 2 月に策定した「大阪市自動車交通環境計画」に基づき、エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、エコドライブ、グリーン配送の推進を行っている。

なお、本市自らが消費者であり、事業者であることから、平成 9 年 5 月に「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス 21）」を策定し、率先して環境に配慮した事務事業の推進に努めるとともに、その充実強化を図るため、本庁舎をはじめとするオフィス系庁舎や事業所系施設において国際環境規格（ISO14001）に即した環境マネジメントシステムを構築し、認証取得を進めている。

また、オゾン層保護については、平成 14 年 10 月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）が施行されて以来、適正なフロン類の回収の指導に努めており、平成 17 年 1 月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が完全施行となって、フロン回収破壊法のもとで登録されていた第 2 種特定製品引取業者（カーエアコンの引取業者）及び第 2 種フロン類回収業者（カーエアコンからフロンを回収する業者）が、それぞれ引取業者（自動車の引取業者）及びフロン類回収業者（カーエアコンからフロンを回収する業者）へと移行したのちも、引き続き適正なフロン類の回収の指導に努めている。

環境分野の国際協力としては、JICA（国際協力機構）との連携により、開発途上国における環境保全技術者の人材育成を図るため、大気汚染対策等の集団研修を行っている。

さらに、鶴見緑地に誘致した UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターの活動に対して、(財)地球環境センターを通じて支援協力を行っている。

（５） 環境影響評価

環境影響評価制度は、大規模な事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響を事前に調査・予測・評価し、住民の意見を聴くことなどにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度である。

本市域では、平成 18 年度までに鉄道及び廃棄物処理施設など 40 件の事業について、環境影響評価の手続きが行われてきており、環境影響評価条例等の規定に基づき、環境影響評価方法書や環境影響評価準備書について、環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べ、事業者に対して一層の環境への配慮を求めている。

（６） 環境教育・啓発

地球環境問題をはじめとして、今日の複雑多様化した環境問題の解決には、市民一人ひとりの環境に配慮した生活や行動、より良い環境づくりに向けた取組みへの積極的な参加が求められており、そのための環境学習・教育の取組みが重要な課題である。

本市では環境教育を積極的に推進すべく、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、平成9年4月に、見て・聞いて・触れて・学べる環境学習体験施設として「大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）」を開設し、各種環境情報を迅速かつわかりやすく提供している。また、環境学習センターの隣接地に平成10年6月に開設した「自然体験観察園」を活用し、環境学習・教育事業の充実に努めている。平成17年度に「実践」と「協働」をコンセプトに環境学習センター展示施設のリニューアルを実施した。

また、平成12年度から各区保健福祉センターで「生活環境学習会」を実施するなど、市民の生活衛生、環境保全に対する意識の向上を図っている。

さらに、循環型社会の形成に資するため、平成12年6月には、環境ビジネスの育成・振興の拠点として大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）を開設し、環境ビジネスに関する情報の集積、新たな情報発信、コンサルティングによる環境ビジネスの育成・活性化の支援に努めている。（資料2参照）

また、平成14年度から、市民の環境保全行動を促進するため、環境家計簿を活用し、環境にやさしい取組みを実践している家庭を認定する「なにわエコライフ認定事業」をモデル実施していたが、平成17年度から本格実施している。

また、平成16年8月には、環境に対する意識の高揚及び環境配慮活動推進のために環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体及び事業者を表彰する「大阪市環境表彰」（市長表彰）を創設した。